

熊本県海外大学進学給付金 Q & A

Q 1 進学給付金の申請者は誰になりますか。

申請者は進学する本人になります。

Q 2 県外の自宅から熊本県内の高校に通っています（いました）が、対象になりますか。

対象になります。ただし、県立及び私立高等学校、県立特別支援学校高等部、専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に通っている（いた）方に限ります。

Q 3 県内の自宅から県外の高校に通っています（いました）が、対象になりますか。

対象になりません。

Q 4 県内の高校を卒業し、現在は県外に在住していますが、対象になりますか。

対象になります。

Q 5 現在、国内（海外）の大学に在籍していますが、対象になりますか。

対象になります。応募に必要な書類については、第4条でそれぞれの場合について規定しています。

なお、いずれの場合も、熊本県内に所在地を有する高等学校等を卒業した方に限ります。

Q 6 熊本県海外大学進学給付金支給要項第3条第4号の「同程度と知事が認める英語能力判定試験のスコアや資格」とは何ですか。

実用英語技能検定やTOEICなどのスコア等を想定していますが、TOEFLiBT90、IELTS6.5と同程度かどうかは、県で別途検討することになります。

Q 7 対象となる海外大学はどうすれば分かりますか。

平成29年度熊本県海外大学進学給付金支給候補者募集要項「1 支給制度の概要」の「対象となる海外大学」をご覧ください。各ランキングの詳細は、それぞれの評価機関のホームページより御確認ください。

Q 8 大学への出願はどのようにすればよいでしょうか。

大学への出願は、大学のホームページ等を確認のうえ、申請者自身で行ってください。

Q 9 海外の大学の入学試験はどのようなものですか。

海外の大学には大学独自の入学試験を実施せず、出願書類のみで選考を行うところが多いようです。ただし、出願書類にTOEFLやSAT等のスコアの提出を求める場合が多いので、出願前に、それらのスコアを取得しておく必要があります。また、入試制度は国や大学により異なりますので、必ず大学のホームページ等で、最新の情報を御確認ください。

Q 10 条件付き入学の場合は対象になりますか。

条件付き入学（大学が指定する語学学校での語学研修等を課した後に、正規の学部へ入学する）は対象となりません。ただし、語学研修等の後、支給対象期間内に正規入学した場合は対象となります。

Q 11 他の団体からも、奨学金等を受けてもいいですか。

問題ありません。

Q 12 書類等の申請先はどこですか。

平成29年度熊本県海外大学進学給付金支給候補者募集要項の「2 支給候補者の応募手続について」の「提出先」をご覧ください。

なお、県立の高等学校等とは、県立高校及び県立特別支援学校高等部のことを指し、私立の高等学校等とは、私立高校及び専修学校高等課程のことを指します。

Q 13 熊本県海外大学進学給付金支給要項第6条第3項のただし書きについて、特段の理由とは何ですか。

特段の理由とは、支給候補者となった翌年度（平成30年度）の3月に海外難関大学に入学し、支給申請期限の同年3月15日までに支給申請が間に合わない方を想定しています。ただし、その場合でも、同年度内（同年3月29日まで）に給付金の支払に向けた手続きを完了する必要がありますので、入学後は速やかに支給申請を行ってください。

Q14 支給要項の附則2に記載された、平成29年度における入学又は編入学者に関する特例はどのような場合を想定していますか。

これまでの制度では対応できなかった、応募時点で既に高等学校等を卒業し、国内外の大学等に在籍しながら、海外難関大学に入学又は編入学の許可を得ている方を想定しています。

この場合は、平成30年3月31日までに海外難関大学に入学又は編入学し、平成29年度中に本制度による支給を受けることになります。

応募要項では、手続きについて、平成30年4月以降に海外難関大学に入学又は編入学する方と場合を分けて記載していますのでご注意ください。